

町職員（認定こども園保育教諭）を募集

- 募集職種 保育教諭
- 募集人員 1人
- 勤務場所 町認定こども園（公立）
- 応募資格
 - ①幼稚園教諭免許および保育士資格を有し、保育士登録済みの方、または令和4年3月31日までに取得・登録見込みの方
 - ②平成4年4月2日以降に生まれた方
 - ③採用後、訓子府町内に居住できる方
- 採用日 令和4年4月1日
- 給与など 町職員の給与に関する条例に基づき支給
- 応募要領 10月13日(水)までに次の書類を提出してください
 - ①訓子府町職員採用試験申込書（自筆し、顔写真を貼付）
 ※申込書は、町ホームページからダウンロードしてください。
 - ②幼稚園教諭免許および保育士証の写しまたは取得見込証明書
 - ③卒業（見込）証明書および成績証明書
 ※郵送の場合は当日必着とし、履歴書の返却はしません。

- 試験内容（試験は2日間実施します）
 - ※詳細は応募者へ後日ご案内します。
- 【1日目】
 - とき 10月24日(日)9時
 - ※終了時間はおおむね16時ごろとなります。
 - ところ 訓子府町役場会議室1
 - 内容 教養・専門・作文試験、職場適応性検査を実施
- 【2日目】
 - とき 10月25日(月)9時
 - ところ 訓子府町公民館および役場会議室1
 - 内容 実技試験（音楽・リズム表現・読み聞かせ）、面接試験
- 応募書類提出先・問合せ
 - 〒099-1432 常呂郡訓子府町旭町75番地 訓子府町教育委員会子ども未来課
 - (☎ 0157-47-2367 認定こども園内)

下記QRを読み取るか、「訓子府町ホームページ」で検索



訓子府町ホームページ



秋の火災予防運動

10月15日(金)～31日(日)

全道一斉に「秋の火災予防運動」が行われます。これからの季節は暖房器具の使用が増え、空気が乾燥することにより、火災が発生しやすくなります。この機会にもう一度、皆さんの身の回りに潜む火災の原因を考え、火災予防に取り組みましょう。

■ ストープによる火災に気を付けましょう

北見地区消防組合管内で昨年は、暖房器具が原因の火災が5件発生しています。町民の皆さんには火の元に注意して、火災のない安全・安心なまちづくりにご協力ください。

○ 暖房器具からの出火を防ぐポイント

- ・暖房器具の周りに物を置かない。洗濯物、防寒着を干す際には、ストーブの上部は絶対に避け、正面でも十分な距離をとる
- ・ポータブル石油ストーブに給油する際には必ず消火を確認してから給油し、燃料タンクのキャップをしっかりしめる

- 「いのちを守る3つの習慣・4つの対策」
- 3つの習慣
 - ・寝たばこは絶対にやめましょう
 - ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう
 - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう
- 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
 - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用しましょう
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう
 - ・高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)



- 訓子府支署
 - ▽ 予防1係長(予防2係長) 田中太輔
 - ▽ 予防2係長(予防1係長) 沢田正
 - ▽ 予防1係主査(予防2係主査) 宮浦浩一
 - ▽ 庶務1係(庶務2係) 早川文寄
 - ▽ 庶務2係(庶務1係) 奥山元
 - ▽ 予防2係(予防1係) 小枝新之介
 - ▽ 警備救急1係(警備救急2係) 加藤憲一
 - ▽ 警備救急2係(警備救急1係) 加藤大輔

◇ 北見地区消防組合
10月1日付

訓子府町人事

温泉保養センター休館のお知らせ

日ごろ、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。10月4日(月)～6日(水)の3日間、設備点検などを実施するため、休館とさせていただきます。しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。



殺そ剤の空中散布を実施

森林に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 散布実施日時 10月下旬～11月上旬
- 散布区域 訓子府町町有林および民有林一円
- 殺そ剤の種類 「リン化亜鉛10」で、農薬取締法による登録を受けている農薬

- 散布面積および散布量
 - 面積 666 ha
 - 散布量 1ha当たり（周辺を含む）0.8 kg。全体で538 kg
- 事業実施者 訓子府町、新生紀森林組合
- 問合せ ・農林商工課産業振興係
・新生紀森林組合 (☎ 52-3536)

林地開発許可制度

森林の開発行為については、森林法により事前の届け出が必要となっています。1haを超える場合は、知事の許可が必要となります。(1ha未満は、町への届け出が必要です)

これは、森林が土砂崩れや洪水などの災害防止機能や水資源確保への機能など環境の保全機能を持っており、この機能を阻害しないよう適切な開発行為を行うことにより森林の保全を図るためです。

開発行為に当たる行為として「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」が挙げられます。

① 開発面積が1haを超えるもの
② 道路だけをつくる場合には、幅員が3mを

超え、かつ、のり面などを含めた開発面積が1haを超えるものについては、北海道への届け出が必要です。1ha未満でも、対象森林を開発する場合は町への届け出が必要となります

※ 開発が複数年にまたがって実施され、最終的に開発の面積が1haを超える場合には、北海道への届け出が必要となります。開発する前に、まず対象となるかどうかご相談ください。

- 問合せ
 - ・農林商工課産業振興係
 - ・オホーツク総合振興局林務課森林保全係 (☎ 0152-41-0651)

■ 問合せ 農林商工課産業振興係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)